

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則改正の概要

平成 24 年 7 月の固定価格買取制度 (FIT) の開始以降、全国的に太陽光発電施設の設置が増加しています。四万十川流域においても、太陽光発電施設の申請が増加しており、四万十川の風景にそぐわない状況となっています。

今回の改正は、太陽光発電施設を工作物として明記し、設置に際しては景観の保全に配慮していただけるよう、また、濁水対策を講じるべき規制行為をする際は行為完了後の濁水対策を講じていただくよう許可基準を一部改正するものです。併せて、「屋外において物品を集積または貯蔵」する行為の許可基準を明瞭化するものです。

1 施行規則の改正の概要

(1) 太陽光発電施設の明記について

許可が必要な工作物に太陽光発電施設を追加 (施行規則 第 16 条第 1 項第 3 号カ)

改正後	改正前
第 16 条第 1 項 (1) から (2) 略 (3) 前 2 号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの イ 屋外照明(屋外にあつて、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第 22 条第 2 項において同じ。)その他これに類するもの ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの カ 太陽光発電施設その他これに類するもの	第 16 条第 1 項 (1) から (2) 略 (3) 前 2 号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの イ 屋外照明(屋外にあつて、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第 22 条第 2 項において同じ。)その他これに類するもの ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

(2) 許可基準の改正について

ア 景観を保全するための許可基準に太陽光発電施設の遮蔽を追加 (施行規則 第 22 条第 3 項・第 28 条第 3 項)

行 為：太陽光発電施設の工作物の新築、改築、移転

規制河川：四万十川本川

規制区域：回廊地区、保全・活用地区 (主要な眺望場所から見えるものに限る)

規制規模：回廊地区・・・面積 10m² 以上又は高さ 1.5m 超

保全・活用地区・・・面積 1,000m² 以上又は高さ 5.0m 超

} 改正前の工作物から
変更無し

イ 行為の「施工中」だけでなく「完了後」を踏まえた濁水対策を講じるよう許可基準の濁水対策を改正 (施行規則 第 22 条第 2 項・第 28 条第 2 項)

行 為：鉱物の掘削・土石の採取

規制河川：四万十川本川、^{*1}主要な 5 支川

規制区域：回廊地区、保全・活用地区

規制規模 (鉱物の掘削・土石の採取)

回廊地区・・・面積 10m² 以上又は高さ 1.5m 超

保全・活用地区・・・面積 1,000m² 以上又は高さ 3.0m 超

規制規模 (^{*2}土地の形状変更)

回廊地区・・・面積 100m² 以上

保全・活用地区・・・面積 1,000m² 以上

} 変更無し

ウ 「屋外において物品を集積または貯蔵」する行為の許可基準を明瞭化 (施行規則 第 22 条第 3 項・第 28 条第 3 項)

^{*3}「安全上の支障のない範囲」を「加重に対して構造耐力上安全であること。」とし、許可基準を明瞭化する。

※1 黒尊川、目黒川、広見川、梶原川、北川川

※2 盛土 1.0m 超、切土 2.0m 超

※3 「規制河川」「規制区域」「規制規模」変更無し